

8 福祉子家第 622 号  
令和 8 年 7 月 2 日

東京都福祉局長 高崎 秀之 様

内密出産及び新生児等の匿名による  
預かりに係る検証チーム

### 東京都内における内密出産及び新生児等の匿名預かり に係る令和 7 年度検証について

令和 7 年 3 月 31 日に墨田区に所在する社会福祉法人賛育会賛育会病院（以下「賛育会病院」という。）が内密出産及び新生児等の匿名預かりを開始した。内密出産及び新生児等の匿名預かりについて、いずれについても医療法をはじめとする法令に定めはない。

都においては、内密出産及び新生児等の匿名預かりの実施に関して、東京都内で発生した個別事例を踏まえて母子の安全面の確保や妊産婦への支援について検証するため、令和 7 年 6 月 11 日に東京都要保護児童対策地域協議会の下に内密出産及び新生児等の匿名預かりに係る検証チーム（以下「検証チーム」という。）を設置した。

検証結果について、以下のとおり報告する。

#### 1 内密出産及び新生児等の匿名預かりに係る検証チーム設置に至る経緯

都内における内密出産及び新生児等の匿名預かりについては、賛育会病院が実施する自主事業である。

本事業について、令和 7 年 3 月 18 日付けで、賛育会病院から東京都に対し「『赤ちゃんのいのちを守るプロジェクト』事業計画書」が提出された。これを受け、同年 3 月 28 日付けで、東京都から賛育会病院に対し、本事業の実施に当たっての留意事項を通知した。

その後、同年 3 月 31 日に賛育会病院は本事業を開始し、それに伴い、同年 6 月 11 日、都は、母子の安全面の確保及び妊産婦への支援の在り方について検証することを目的として、検証チームを設置した。

## 2 内密出産及び新生児等の匿名預かりの実施状況について

令和7年3月31日から令和8年3月31日までに内密出産は7件、新生児等の匿名預かりについては20件の預入れが行われた。各ケースについて、以下のとおり検証を行った。

(1) 令和7年3月31日から令和8年3月31日までに発生した事例の検証スケジュール

- ・令和7年 7月10日 第一回検証チームを開催
- ・令和7年10月23日 第二回検証チームを開催
- ・令和8年 2月10日 第三回検証チームを開催
- ・令和8年 5月27日 第四回検証チームを開催

(2) 令和4年9月30日付法務省民一第2000号、医政発0930第1号、子発0930第1号「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（以下「国ガイドライン」という。）及び令和7年3月28日付6福祉子家第3470号「『赤ちゃんのいのちを守るプロジェクト』における内密出産及び新生児等の匿名での預かりの実施に当たっての留意事項について」（以下「都通知」という。）の対応状況の確認について

### ① 国ガイドラインについて

賛育会病院の内密出産の実施状況について、検証チームにて確認を行った。

まず、賛育会病院は、国ガイドラインの規定に基づき、事業実施前の令和7年3月18日付けで、東京都及び墨田区に対し「『赤ちゃんのいのちを守るプロジェクト』事業計画書」を提出している。

次に、賛育会病院の内密出産の運用方法については、賛育会病院において明文化した規程を作成しており、その規程に沿って事業を実施している旨を聴取にて確認した。また、その規程については、事前に東京都及び墨田区へも賛育会病院から提供されている。

そして、内密出産を利用する妊婦に生命の危険が生じた場合など、当該医療機関では対応できない場合、他の医療機関に転院等が必要となる旨を当該妊婦に説明していることを聴取にて確認した。

また、内密出産を希望する方からの相談前後においても、国ガイドラインに沿った対応を実施している旨を聴取にて確認した。

加えて、内密出産発生後の児童相談所への通告や、戸籍情報の児童相談所への提供等についても適切に実施している旨を確認した。

なお、電子カルテ等の個人情報の記載を含む資料については、事業の性質を考慮し、管理方法や記載している事項を聴取にて確認している。

## ② 都通知について

### ア 児童及び母親の安全確保

預け入れられた後の児童の安全確保については、賛育会病院の預入れ後の対応として特段問題点は確認されていない。

新生児等の匿名預かりの預入れ者の多くは孤立した妊婦による出産となっており、預入れ時に、診察を打診するも、診察を拒否し、母親の健康状態の確認に至らない事例もあった。

### イ 相談体制の確保

賛育会病院は、児童及び母親に必要な支援につなげられるよう、匿名を含めた無料の相談業務に取り組んでいる。

### ウ 行政機関との連携

新生児等の預入れがあった場合は、全件、要保護児童の通告を児童相談所へ行っている。

### エ 出自を知る権利を踏まえた対応

迅速に預入れ者と接触できる体制を整備し、出自に関する情報の聴取に努めている。

### オ 検証への協力

検証チームへの必要な情報の提供等、検証に協力をしている。

## 3 検証チームで述べられた主な意見

### (1) 病院の取組における安全面の確保

- 孤立した妊産婦による出産が自宅等で行われ、新生児等の匿名預かりに至る事例が発生しており、母子双方の健康を脅かすリスクが高い。
- 上記のような状況での出産が危険であることの普及啓発の方法が課題。
- 新生児等の匿名預かりにおいては、把握できた全件が医療機関以外での出産となっており、預け入れられた多くの児童が医療行為を要する状態であった。
- 新生児等の匿名預かり及び内密出産においては、行政の支援につながっていない若い利用者が大半であった。

- 孤立した妊産婦が自宅等安全面に課題のある環境で出産に至っている実態があるとともに、行政や医療機関による支援につながる前段階で自分の悩みにあった情報を取得できる機会が不足している可能性がある。
- 若い層を中心とした利用者に対し、出産に伴う危険性や適切な支援につながる必要性についての周知が十分でない懸念がある。
- 孤立した妊産婦が相談しやすいような環境を整えることや、相談先が広く伝わるような取組について、検討が必要である。
- 新生児等の匿名預かりについて、預入れ者が面接を避ける等、児童の出自に関する情報の把握が困難な事例もあった。
- 新生児等匿名預かりを利用し、預入れ後に実名を開示し行政の支援につながる事例も確認されている。
- 事前の相談支援につながっていれば、預入れに至らなかった可能性が考えられる。
- 児童の福祉の最善の利益を確保する観点から、出自に関する情報の重要性や、支援を受けることの意義について、利用者の理解をより一層促進していく必要がある。
- 実親が特別養子縁組を希望している事例でも、意向が変わることもあり、出自を知る権利を保障する観点からも、後日実親から病院や児童相談所へ連絡があった場合には丁寧に対応することが必要である。
- また、内密出産及び新生児等匿名預かりの実施の中で、病院が入手した情報の開示内容、開示時期、開示方法について、国においても明確に定められていない。

## (2) 様々な悩みを抱える妊産婦への支援体制

- 妊娠は母子の健康に影響する可能性もあり、深刻な事態に発展するおそれがあるという観点も必要である。
- 預入れ理由としては、戸籍に入れたくない、生活困窮、養育拒否、未婚等が挙げられているものの、その預入れの背景については詳細の理由が不明である。
- 預入れ後に、実名の開示に至った事例について、どのようなプロセスがあったかを知ることで、今後の支援策の充実につなげることができるのではないかと。
- 新生児等匿名預かりが内密出産と比較して多く利用されている要因や、相談支援を利用せず預入れに至った経緯について十分な分析が必要であ

る。

- 単年度の検証においては、預入れに至った経緯の背景の分析が可能な情報が十分に得られなかった。今後、預入れ者の背景についての情報を蓄積し、継続的に分析を試みる必要もある。

#### **4 内密出産及び新生児等の匿名預かりの統計の公表**

内密出産及び新生児等の匿名預かりの預入れ状況については、東京都のみでなく多くの人々による社会的検証の必要があることから、個人の特定につながらない範囲での情報を、別紙1-1、1-2及び別紙1-3のとおり公表する。

#### **5 委員について**

令和8年4月1日付人事異動に伴い、副議長の竹中雪与委員が退任し、榎本光宏委員が副議長に就任した。また、4月20日付で岡本香織委員が就任し、令和10年4月19日までの任期となっている。

令和8年7月2日現在の委員の構成については、別紙1-4を参照されたい。

- 1 公表の期間 令和7年3月31日から令和8年3月31日までとする。  
 2 公表項目 下記の25項目とする。

	項目	区分
1	件数	件数
2	発生日時	7区分：月曜～日曜
3		4区分：0～6、6～12、12～18、18～24時
4	性別	2区分：男女
5	年齢 ※1	3区分：新生児、乳児、幼児
		うち早期新生児（生後7日未満）
6	体重（新生児のみ） ※2	3区分：1,500g未満、2,500g未満、2,500g以上
7	健康状態 ※3	2区分：良好、要医療
8	身体的虐待の疑い	有無
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数
10	子どもと一緒に置かれていたもの （着衣以外）	有の件数
11		父母等からの手紙 有の件数
12	墨田区が戸籍を作成した件数 ※4	有の件数
13	父母等からの事後接触 ※5	有の件数
14		時期 4区分：当日、1週間未満、1ヶ月未満、1ヶ月以上
15	父母等の居住地 ※6	11区分
16	父母等引取り	有の件数
17	母親の年齢	5区分：10代、20代、30代、40代、不明
18	預入れに来た者（複数回答）	5区分：母親、父親、祖父母、その他、不明
19	出産の場所	6区分：医療機関、医療機関（推測）、自宅、車中、その他（上記以外）、不明
20	母親の婚姻状況	5区分：既婚（婚姻中）、離婚、死別、未婚、不明
21	預入れまでの主たる移動（交通）手段	5区分：車（自家用車）、航空機、新幹線等鉄道、その他（上記以外）、不明
22	家庭の状況	3区分：ひとり親家庭、婚姻世帯、その他
23	きょうだいの状況	4区分：あり、うち3人以上、なし、不明
24	子どもの実父	6区分：母親と婚姻中（夫）、母親と内縁関係、その他（恋人等）、その他（詳細不明）、実父に別に妻子あり、不明
25	新生児等の匿名預かりに預入れした理由 （複数回答） （預入れに来た者からの聞き取りなどを 基に分類） ※7	10区分：生活困窮、親（祖父母）等の反対、未婚、不倫、世間体・戸籍、 パートナーの問題、養育拒否、育児不安・負担感、その他、不明

※1 年齢（子どもに添えられていた手紙や医学的判断から推定）

- ・新生児 → 生後1ヶ月未満
- ・乳児 ↓ 生後1ヶ月～生後1年未満
- ・幼児 ↓ 生後1年～就学前

※2 体重（新生児のみ）

1,500g未満（極低出生体重児）、1,500g～2,500g未満（低出生体重児）、2,500g以上

※3 健康状態

- ・良好 → 医師による健康チェックの結果、異常なし。
- ・要医療 → 医師による健康チェックの結果、精密検査等なんらかの医療行為を要する場合。

※4 墨田区が戸籍を作成した件数

棄児として戸籍法第57条に基づき墨田区が戸籍を作成したもの。

※5 父母等からの事後接触

親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。

※6 父母等の居住地

東京都内、関東地方（東京都以外）、北海道地方、東北地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、国外、不明

※7 新生児等の匿名預かりに預入れした理由（複数回答）

複数の項目に該当する場合、それぞれの項目に計上

## ○ 令和7年3月31日から令和8年3月31日まで 都内で実施されている新生児等匿名預かりの公表項目及び件数（単位：件）

項目	区分	件数	備考	
1	件数	20		
2	発生日時	曜日	日	2
			月	2
			火	5
			水	2
			木	3
			金	3
			土	3
3	時間帯	0時～6時	1	
		6時～12時	6	
		12時～18時	6	
		18時～24時	7	
4	性別	男	7	
		女	13	
5	年齢 ※1	新生児（生後1か月未満）	20	
		（うち早期新生児（生後7日未満））	20	
		乳児（生後1か月～生後1年未満）	0	
		幼児（生後1年～就学前）	0	
6	体重（新生児のみ）	1,500g未満（極低出生体重児）	0	
		2,500g未満（低出生体重児）	6	
		2,500g以上	14	
7	健康状態 ※2	良好	5	
		要医療	15	
8	身体的虐待の疑い	有の件数	0	
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数	18	
10	子どもと一緒に置かれていたもの（着衣以外）	有の件数	17	
11		父母等からの手紙 有の件数	5	
12	墨田区が戸籍を作成した件数 ※3	有の件数	18	
13		有の件数	8	
14	父母等からの事後接触 ※4	接触時期	当日	1
			2日目～1週間未満	7
			1週間以上～1月未満	0
			1月以上	0
15	父母等の居住地	都内	3	
		関東（都以外）	4	
		北海道	0	
		東北	0	
		中部	1	
		近畿	1	
		中国	0	
		四国	0	
		九州	0	
		国外	0	
不明	11			

※1 年齢（子どもに添えられていた手紙や医学的判断から推定）

※2 健康状態  
・良好⇒医師による健康チェックの結果、異常なし。  
・要医療⇒医師による健康チェックの結果、精密検査等何らかの医療行為を要する場合。

※3 墨田区が戸籍を作成した件数  
棄児として戸籍法第57条に基づき墨田区が戸籍を作成したものの。

※4 父母からの事後接触  
親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により父母等と接触できたものの。

16	父母等引取り	有の件数	0
17	母親の年齢	10代	3
		20代	12
		30代	1
		40代	0
		不明	4
18	預入れに来た者（複数回答）	母親	18
		父親	5
		祖父母	0
		その他	0
		不明	2
19	出産の場所	医療機関	0
		医療機関（推測）	0
		自宅	16
		車中	1
		その他（上記以外）	1
		不明	2
20	母親の婚姻状況	既婚（婚姻中）	0
		離婚	1
		死別	0
		未婚	12
		不明	7
21	預入れまでの主たる移動（交通）手段	車（自家用車）	5
		航空機	0
		新幹線等鉄道	4
		その他（上記以外）	5
		不明	6
22	家庭の状況 ※5	ひとり親家庭	0
		婚姻世帯	0
		その他	20
23	きょうだいの状況	なし	9
		あり	3
		（うち3人以上）	1
		不明	8
24	子どもの実父	母親と婚姻中（夫）	0
		母親と内縁関係	1
		その他（恋人等）	9
		その他（詳細不明）	2
		実父に別の妻子あり	0
		不明	8
25	新生児等の匿名預かりに預入れした理由（複数回答） （預入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類）	生活困窮	5
		親（祖父母）等の反対	0
		未婚	4
		不倫	0
		世間体・戸籍	3
		パートナーの問題	0
		養育拒否	5
		育児不安・負担感	0
		その他	7
		不明	3

※5 家庭の状況

ひとり親家庭には、きょうだい等を預入者が既に養育している場合を計上。  
その他には不明の件数も計上。

対象期間：令和 7 年 3 月 3 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

賛育会病院における内密出産の統計情報について

項 目	カテゴリー	人	項 目	カテゴリー	人
妊婦健診 受診歴	完全未受診 (0 回)	3	年 齢	10 代	1
	1~2 回のみ	1		20 代	4
	3 回以上	3		30 代	1
初診(相談) 時 週数	妊娠中期 (~29 週)	1		40 代以上	1
	妊娠後期 (30~36 週)	1	婚姻状況	未婚・離別等	6
	正期産・臨月 (37 週以降)	5		既婚	1
妊娠歴	初産 (流産/中絶歴含む)	6	職 業	学生	4
	経産	1		アルバイト	1
周産期合併 症	母体感染症	1		会社員	2
				無職	0

※賛育会病院の公表資料より抜粋

**東京都要保護児童対策地域協議会  
内密出産及び新生児等の匿名預かりに係る検証チーム**

**■構成員名簿**

(順不同、敬称略)

令和8年7月2日現在

氏名	所 属	専門分野	備考
イソガエ フミアキ 磯谷 文明	くれたけ法律事務所弁護士	司法関係	
オオタケ サトル 大 竹 智	立正大学社会福祉学部教授	児童福祉	
シユリ キョウコ 首里 京子	東京都医師会理事	小児科	
ナカ イタ イクミ 中板 育美	武蔵野大学看護学部教授	公衆衛生	
タカハン ミシユキ 高橋 義之	墨田区子ども・子育て支援部長	行政関係者	
アマノ テツシ 天野 哲史	東京都福祉局子供・子育て支援部長	行政関係者	◎
エノモト ミツヒロ 榎本 光宏	東京都福祉局総合連携担当部長	行政関係者	○
オカモト カオリ 岡本 香織	東京都福祉局児童相談センター次長	行政関係者	
ニシザカ ヒロユキ 西坂 啓之	東京都福祉局指導監査部長	行政関係者	
ニイクラ ヨシカズ 新倉 吉和	東京都保健医療局医療政策部長	行政関係者	

※議長は◎、副議長は○とする。